

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 事業者の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者 点数 | 営業所 点数 |
|-----------|---|--------------------------|--------|--------------------------|---------------------------|---------------------------------------|--|-----------|-----------|
| 20170906 | 株式会社高森工業 法人番号(5240001033160) 代表者高森克幸 | 広島県福山市駅家町服部 永谷826番地の3 | 本社営業所 | 広島県福山市駅家町服部 永谷826番地の3 | 輸送施設の使用停止 (80日車)及び文書警告 | 貨物自動車運送事業 法第9条第1項、第17 条第1項及び第4項 | 死亡事故を惹起したことを端緒として、平成28年11月24日及び同年12月13日に監査を実施。12件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)(2)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(3)乗務時間等の基準なお書きの遵守違反(安全規則第3条第4項)(4)健康状態の把握義務違反(安全規則第3条第6項)(5)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)(6)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(7)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)(8)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)(9)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)(10)運転者に対する指導監督の記録違反(安全規則第10条第1項)(11)特定の運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第2項)(12)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項) | 8 | 8 |
| 20170914 | 株式会社カノウ産業 法人番号(4270001002584) 代表者板倉重喜 | 鳥取県鳥取市叶428番地 2 | 本社営業所 | 鳥取県鳥取市若葉台南3 丁目5番 | 輸送施設の使用停止 (10日車)及び文書警告 | 貨物自動車運送事業 法第17条第3項及び 第4項 | 過積載運送を行ったとして、鳥取県公安委員会から通知を受けたことを端緒に、平成29年5月11日及び同年5月18日に監査実施。2件の違反が認められた。(1)過積載による運送の引受け(貨物自動車運送事業法第17条第3項)(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項) | 1 | 1 |

| | | | | | | | | | |
|----------|--|---------------------|-------|---------------------|-----------------------|-------------------------------|--|---|---|
| 20170919 | 株式会社藤伸 法人番号(1240001007498) 代表者藤川晃伸 | 広島県広島市佐伯区五日市港4丁目2-1 | 本社営業所 | 広島県広島市佐伯区五日市港4丁目2-1 | 輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告 | 貨物自動車運送事業法第17条第1項、第4項及び第18条3項 | 酒気帯び運転を行ったとして、島根県公安委員会から通知を受けたことを端緒に、平成28年12月6日及び平成29年1月23日に監査実施。16件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)(4)点呼の記載事項義務違反(安全規則第7条第5項)(5)乗務等の記録義務違反(安全規則第8条第1項)(6)乗務等の記載事項義務違反(安全規則第8条第1項及び第2項)(7)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)(8)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3)(9)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3)(10)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)(11)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)(12)運転者に対する指導監督の記録違反(安全規則第10条第1項)(13)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)(14)特定の運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第2項)(15)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)(16)運行管理者の解任未届出違反(安全規則第19条) | 3 | 3 |
| 20170925 | 株式会社安岐商事 法人番号(9260001022570) 代表者安岐朋洋 | 岡山県玉野市築港4丁目6-10 | 本社営業所 | 岡山県玉野市築港4丁目6-10 | 輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告 | 貨物自動車運送事業法第9条第1項、第17条第1項及び第4項 | 情報提供を端緒として、平成28年12月27日及び平成29年1月17日に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)(2)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)(4)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)(5)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(6)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(7)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)(8)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項) | 4 | 4 |

| | | | | | | | | | |
|----------|--|--------------------------|-------|-------------------------|---------------------------|---|--|---|---|
| 20170927 | 衣笠運送株式会社 法人番号(6120001007282) 代表者衣笠幸宏 | 大阪府大阪市都島区都島 中通3-17-12 | 岡山営業所 | 岡山県岡山市北区三和1 000-4 | 輸送施設の使用停止 (50日車)及び文書警告 | 貨物自動車運送事業 法第9条第3項前段、 第17条第1項及び第4 項 | 死亡事故を惹起したことと運転者が死亡する 事故を惹起したことの2件の事故を端緒とし て、平成28年12月21日に監査を実施。6件 の違反が認められた。(1)事業計画事前変更 届出違反(事業用自動車の数)(貨物自動車運 送事業法施行規則第6条第1項第1号)(2)乗 務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送 事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4 項)(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条 第1項及び第2項)(4)点呼の記録事項義務 違反(安全規則第7条第5項)(5)点呼の記録 の不実記載(安全規則第7条第5項)(6)運転 者に対する指導監督違反(安全規則第10条 第1項) | 5 | 5 |
| 20170929 | 有限会社白井運輸 法人番号(9260002005186) 代表者白井忠義 | 岡山県岡山市東区古都南 方2893-19 | 本社営業所 | 岡山県岡山市東区古都南 方2893-19 | 輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警告 | 貨物自動車運送事業 法第17条第1項、第4 項及び第18条第1項 | 情報提供を端緒として、平成29年1月27日及 び同年2月23日に監査を実施。7件の違反が 認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違 反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下 安全規則)第3条第4項)(2)点呼の実施義務 違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3 項)(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則 第7条第5項)(4)乗務等の記録事項義務違 反(安全規則第8条第1項)(5)運行指示書の 作成義務違反(安全規則第9条の3第1項) (6)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規 則第9条の5第1項)(7)運行管理補助者の要 件違反(安全規則第18条第3項) | 6 | 6 |